

# 各種証明書の交付について

## 1 学校で交付する証明書

種類	①卒業証明書	②調査書	③成績証明書	④修了証明書	⑤単位取得証明書
卒業後 発行期限	永年	5年	5年	永年	20年

※ 卒業後発行期限が過ぎ、調査書等を発行することができない場合には、申請により「証明書が発行できない理由書」を発行いたします。

## 2 証明事務手数料

本校を卒業や退学した方に証明書を交付する際には、手数料が必要です。  
なお、在學生は無料で交付します。

## 3 手数料の額、納付方法

1通につき300円です。福島県収入証紙により納付していただきます。

## 4 申請方法

学校休業日を除く毎日9時から16時まで事務室窓口で受け付けております。原則として、申請者本人が来校して申請することになりますが、遠隔地であるなどやむを得ない場合は、代理人や郵便による申請を受け付けます。なお、電話による申請はできません。

証明書の発行には数日程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

申請時に必要な書類は次のとおりです。

### (1) 本人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・手数料分の福島県収入証紙

### (2) 代理人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・委任状
- ・手数料分の福島県収入証紙

(3) 郵便で申請する場合

- ・ 証明書交付申請書
- ・ 本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し
- ・ 手数料分の福島県収入証紙
- ・ 返送用封筒（封筒に申請者の住所・氏名を記入し、郵便切手は貼らずに同封すること）

※1 返送用封筒に同封する郵便切手は次の表を参考にしてください。

証明書の通数	1～2通	3～5通	6～9通
郵便料金 (角形2号封筒の場合)	140円	180円	270円
速達や簡易書留を希望する方は、次の料金を加算してください。			
・速達	300円加算	・簡易書留	350円加算

※2 手数料分の福島県収入証紙は、下記6の福島県収入証紙売りさばき所で購入してください。購入が困難な場合には、本校事務室に御相談ください。

## 5 手数料の免除

下記に該当する方は、申請により手数料が免除されます。証明書申請の際、証明書交付申請書と同時に該当書類を提出してください。

- ・ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者  
提出書類
  - ・ 証明事務手数料免除申請書（様式第2号）
  - ・ 生活保護受給証明書

## 6 福島県収入証紙の売りさばき所

福島県出納局のホームページでお近くの売りさばき所を確認してください。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html>)

また、お近くに売りさばき所がない場合は、以下の売りさばき所で通信販売により購入することもできます。購入する福島県収入証紙分の現金と、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封し、現金書留で申し込んでください。

◎通信販売により福島県収入証紙を販売している売りさばき所

売りさばき所名	福島県庁消費組合 県庁売店
住所	〒960-8065 福島県福島市杉妻町2-16
電話番号	024-521-1111

\* お問い合わせ先 \*

福島県立四倉高等学校 事務室

0 2 4 6 - 3 2 - 5 1 1 1